

「山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領」の一部改正の概要

(令和6年7月1日以降適用)

ICTの活用における「部分的な活用」区分の新設、ICTの対象工種の拡大、鋼橋塗装工事における1級鋼橋塗装技能士の配置要件化及び記載内容の適正化等に伴い、以下のとおり一部改正します。

- ① 実施要領本文
- ② 事後様式1 技術資料に係る自己評価申請書・・・ICT関係入札形式用
- ③ 別紙1-4（標準公告例：簡易Ⅱ型（通常型）総合評価落札方式（事後審査））
- ④ 別紙2-4（標準入札説明書例：簡易Ⅱ型総合評価落札方式（事後審査））
- ⑤ 別添1（入札説明書例『（簡易Ⅱ型）5-1』記載例）【新設】